個人事業者の皆さん、

000万円を超える事業者」になったのをご存じですか。この皆さん、平成16年4月から、消費税の課税事業者の範囲が

えている場合は、平成17年分から新たに3 000万円以下」の個人事業者の方も、たのをご存じですか。これまで消費税の税の課税事業者の範囲が「前々年の課税

平成16年4月から、

•

納

ਰ

売上高が1

消費税の課税対象事業者になるかどうかチェックしましょう



平成15年分の課税売上高は1,000万円 を超えていますか?



これまで消費税の申 告・納税は免除され ていましたか?

🔪 前々年の売上高3,000万円以下)。

平成17年は課税事業者になります。「消費税課 税事業者届出書」を速やかに所轄の税務署に提 出してください。



平成15年分の課税売上高は5,000万円を超えて いますか?



平成17年1月1日から、課税仕入れなどを記載 した帳簿と請求書などの両方の保存が必要です。

平成17年も引き続き消費税の免税事業者です。

消費税の届出・申告は必要ありません。



納付税額の計算方法はどちらを選びますか?



平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度 選択届出書」の提出が必要です。

一般課税と簡易課税

一般課税

課税売上げに係る消費税額から課税仕入れなどに係る消費税額を 控除して、納付する消費税額を計算します

消費税の納付税額

課税売上げに係る消費税額

課税仕入れなどに係る消費税額(実額)

簡易課税

課税売上げに係る消費税に事業に応じた一定の「みなし仕入率」 を掛けた金額を課税仕入れなどに係る消費税額とみなして、納付 する消費税額を計算します

消費税の納付税額

課税売上げに係る消費税額

「課税仕入れに係る消費税額×みなし仕入率)

ムかし仕り変

がなり巨八年		
専業区分	主 な 事 業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90 %
第2種事業	小売業	80 %
第3種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、 電気業、ガス業、熱供給業、水道業	70 %
第4種事業	飲酒店業、金融・保険業など (第1、2、3種および第5種事業以外の事業)	60 %
第5種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業	50 %

場合にも記帳が必要です。 者の行っている事業のうち、 区分されていない場合には、 簿などで区分しておく必要があります。 がどの事業に該当するかについても帳 みなし仕入率」 が異なるため、 事業の区分によって「みなし仕入 「簡易課税」で申告・納付する が適用されます それぞれの売上げ 最も低い その事業

簡易課税で

詳しくはご相談ください

または、 相談ください 寄りの税務署 料の個別指導を行っていますので、 ご不明な点は、 税理士などの指導機関を通じた無 また、 最寄の税務署にお尋ねくださ 記帳指導を希望される方に (個人課税部門) 国税庁ホー ムページ までご

Ιţ

ぶかは、 きます。 が 5 度選択届出書」を提出する必要があり 平成17年12月31日までに「簡易課税制 するかによって、 のが原則ですが、 算方法を変更することはできませんの る方が簡易課税を選択する場合には、 る場合があります。 方は「簡易課税」を選択することもで 平成7年分に新たに課税事業者とな 納付税額は「一般課税」で計算する 000万円以下の個人事業者の なお、申告時になってから、 慎重に判断しましょう。 一般課税にするか簡易課税に 前々年の課税売上高 納付税額に差が生じ どちらの方法を選 計

納税義務が生じることになります。 成17年分の消費税から、新たに申告

今から準備が必要です新たに課税事業者となる方は

ります。 ら次のような準備をしておく必要があ と、まだ先ですが、そのために、 個人事業者の平成17年分消費税の申 ・納税は平成18年1月から3月まで 今か

事業者が、

国に納めるしくみになって

告

は消費者が負担し、それを受け取った

公平に課される税金です。

この消費税

ビスの提供などの取引に対して、

広く

消費税は、

商品や製品の販売、

消費税法の改正で

申告・

納税義務が生じます。

申告はまだ先ですが、

今から準備が必要です。

平成15年分の課税売上高が1.000万円を超えている場合は、納税が免除されていた「前々年の課税売上高が3.000万円以

課税事業者の範囲が拡大

課税事業者届出書を提出する

なければなりません。 業者届出書」を所轄の税務署に提出し 個人事業者の方は、速やかに「課税事 万円を超え、 平成15年分の課税売上高が1 新たに課税事業者となる 0 0

税が免除されていた個人事業者の方で

これまで消費税の納

も、平成15年分の「課税売上高が1

0万円を超えている」

亚

課税事業者届出書は、

税務署に置い

課税事業者の範囲が広がりました。

平成16年4月から「前々年の課税売上

00万円を超える事業者」に

費税の課税事業者となっていましたが

これまでは、「前々年の課税売上高

000万円を超える事業者」が消

てあるほか、国税庁ホー からもダウンロードできます。 ムペー

納付税額の計算方法を選ぶ

ジ

帳簿の記入と請求書などの保存を

なります。 る請求書などを保存することが必要と ること、また、それらの取引を証明す 課税仕入れなどの事実を帳簿に記録す 事業者の方は、 「一般課税」 平成17年1 で申告・納付する個人 月 1日から

もので、 い理由がある場合は請求書などの保存計額が3万円未満の場合、やむを得な を要しません)。 れなどに係る消費税分の控除を受ける 保存されていない場合、その課税仕入 や請求書などは7年間保存しておくこ ことができません (支払対価の額の 際の消費税分を控除するために必要な これらは、 原則として、これらの両方が 仕入れや経費の支払い また、これらの帳簿 合 の

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/category/yousiki/syouhi/mokuji.htm